

加工事業者である三菱原子燃料株式会社の MHI 原子燃料株式会社への分割の認可

令和 5 年 3 月 8 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、標記の分割の認可について、経済産業大臣への意見聴取結果を踏まえ、審査の結果を取りまとめ、分割の認可を決定することについて付議するものである。

2. 経緯

令和 5 年 1 月 10 日に三菱原子燃料株式会社及び MHI 原子燃料株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、三菱原子燃料株式会社の加工の事業を MHI 原子燃料株式会社へ承継することに伴う分割認可申請書が提出された。また、令和 5 年 2 月 3 日に同申請の補正書が提出された。

原子力規制委員会は、本件申請について、原子炉等規制法第 18 条第 2 項において準用する、同法第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号並びに同法第 15 条のいずれにも適合しているものと認められることから、令和 5 年 2 月 15 日、審査の結果の案を取りまとめ、経済産業大臣の意見を聴くこととした。

3. 経済産業大臣への意見聴取の結果

原子炉等規制法第 7 1 条第 2 項の規定に基づき、経済産業大臣の意見を聴いたところ、別紙 1 のとおり「認可することに異存はない」との回答があった。

4. 審査の結果

令和 5 年 2 月 15 日に原子力規制委員会において取りまとめた審査の結果の案について、本日付けで別紙 2 のとおり審査の結果として取りまとめることを決定いただきたい。

5. 分割の認可処分

以上を踏まえ、本件申請が原子炉等規制法第 18 条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号並びに同法第 15 条の基準のいずれにも適合しているものと認められることから、同法第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙 3 のとおり認可することを決定いただきたい。

なお、分割認可において、関係法令等の遵守のための体制の変更がないことを確認していることから、原子炉等規制法第22条第1項の規定に基づく保安規定変更認可申請及び同法第22条の6第1項の規定に基づく核物質防護規定変更認可申請は不要である。同様に、核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関しても変更がないことから、同法第61条の8第1項の規定に基づく計量管理規定変更認可申請についても不要である。

<附属資料一覧>

- 別紙1 加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可に関する意見の聴取について（回答）

- 別紙2 加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割に係る認可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する認可の基準への適合について（案）

- 別紙3 加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可について

経 済 産 業 省

20230215資第12号
令和5年2月28日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社への分割の認可に関する意見の聴取について（回答）

令和5年2月15日付け原規規発第2302158号により意見照会のあった標記の件については、認可することに異存はない。

**加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への
分割に係る認可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
する法律に規定する認可の基準への適合について（案）**

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

1. 審査結果

原子力規制委員会は、三菱原子燃料株式会社及びMHI原子燃料株式会社から提出のあった、三菱原子燃料株式会社とMHI原子燃料株式会社との分割認可申請書（令和5年1月10日付け三原燃第22-0521号をもって申請、令和5年2月3日付け三原燃第22-0584号をもって一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第18条第2項において準用する同法第14条第1号、第2号及び第4号並びに同法第15条に掲げる基準に適合しているものと認める。

2. 申請の内容

加工事業者である三菱原子燃料株式会社は、令和5年3月15日付けで同社の事業のうち、加工の事業を分割し、MHI原子燃料株式会社に承継させることを予定している。

本申請は、三菱原子燃料株式会社の加工の事業の全部をMHI原子燃料株式会社に承継し、引き続き、MHI原子燃料株式会社（以下「承継者」という。）が加工の事業を遂行することを申請するものである。

3. 審査の内容

(1) 法第18条第2項において準用する同法第14条第1号への適合性

重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足る技術的能力（以下「技術的能力」という。）について、承継者は平成29年11月1日に許可した三菱原子燃料株式会社の核燃料物質加工事業変更許可申請書（以下「既許可」という。）に記載した組織、体制、教育・訓練等に係る方針を維持するとともに、三菱原子燃料株式会社において加工の事業等に係る経験を有する技術者及び有資格者が引き続き業務を実施するとしており、承継者には技術的能力があると認められる。

(2) 法第18条第2項において準用する同法第14条第2号への適合性

加工の事業を的確に遂行するに足る経理的基礎について、承継者は三菱重工業株式会社の完全子会社であり、毎事業年度の予定加工規模及び加工に要する核燃料物質の取得計画から資金調達が可能としているため、承継者には加工の事業を的確に遂行するに足る経理的基礎があると認められる。

(3) 法第18条第2項において準用する同法第14条第4号への適合性

法第13条第2項第7号の体制（加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制）の整備に関する事項について、承継者は既許可等（法の一部改正に伴う「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出」（令和2年5月29日付け三原燃第20-0122号）を含む。）から変更がないとしており、承継者の法第13条第2項第7号の体制は原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

(4) 法第18条第2項において準用する同法第15条への適合性

法第15条の規定について、承継者は許可の欠格条項に該当していないと認められる。

(案)

番 号
年 月 日

三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 名 宛て
MH I 原子燃料株式会社
代表取締役社長 名 宛て

原子力規制委員会

加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会
社への分割の認可について

令和5年1月10日付け三原燃第22-0521号（令和5年2月3日付け
三原燃第22-0584号をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件
については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第18条第
1項の規定に基づき、認可します。